

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(国土交通省 都市局 まちづくり推進課)

項目名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長					
税目	法人税					
要望の内容	<p><b>【制度の概要及び要望の内容】</b>          関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号。以下「関西学研法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については、普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度の2年間延長(令和9年3月31日まで)を要望する。</p> <p><b>研究所用施設の資金額(4億円以上)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び附属設備 特別償却率 6/100</li> <li>・機械及び装置(取得価格400万円以上) 特別償却率 12/100</li> </ul> <p>※対象資産を新設又は増設したものに限定</p> <p><b>【関係条文】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西学研法 第10条</li> <li>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第44条</li> <li>・同法施行令(昭和32年政令第43号) 第28条の4</li> </ul>					
内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(— 百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円					
(改正増減収額)	(— 百万円)					

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>学研都市の建設は、関西学研法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としており、現在、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。</p> <p>本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>関西学研法第10条において、関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている他、「第三次国土形成計画（全国計画）」（令和5年7月閣議決定）では、学研都市の目指す研究開発及び成果の事業化を図る分野について、前回計画（平成28年8月閣議決定）から、情報通信、バイオ、食関連等の分野について新たに追記し、その集積について、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用することを位置付けている。</p> <p>加えて、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月閣議決定）においても、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、学研都市が明記されているところである。</p> <p>以上のとおり、国家プロジェクトである本都市の「文化学術研究施設」は、文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や产学官連携、ニーズとシーズの融合がなされ、研究開発の進展や研究成果を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。</p> <p>この点、近年、整備済みクラスターへの研究施設の立地が着実に進んでいることを踏まえ、学研都市全体での十分な集積メリットの発揮に向けて、京都府域（南田辺・柏田地区等）、奈良県域（高山地区）の未整備クラスターにおいて開発や事業化が進められているなど、引き続き学研都市への企業の新規立地は中期的に計画されており、これら新たな造成地への企業立地を促進するためにも、本税制によるインセンティブは必要である。</p>
-------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関する事項	政策体系における政策目的の位置付け  <b>合理性</b>	<p><b>【関西学研法】</b>  <b>第10条（税制上の措置）</b>        ・国は租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>【関西学研法に基づく基本方針】（昭和62年9月決定）</b>  <b>第1章 都市建設の目標</b>  <b>2. 都市の機能</b>        （1）文化を冠した学術研究都市として、高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。</p> <p><b>&lt;政府方針&gt;</b>  <b>【国土形成計画（全国計画）】（令和5年7月28日閣議決定）</b>  <b>第2章 産業に関する基本的な施策</b>  <b>第1節 GX・DX を始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成</b>        （知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化）        最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー等の分野、「食」に関連する分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積や、（中略）を始めとして、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。</p> <p><b>【第6期科学技術・イノベーション基本計画】</b>  <b>（令和3年3月閣議決定）</b>  <b>第2章 Society5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策</b>  <b>1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革</b>        （4）価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成        企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の形成などを進めてきている。</p> <p><b>&lt;国土交通省の政策体系&gt;</b>  <b>政策目標7 都市再生・地域再生の推進</b>  <b>施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</b></p>
	<b>政策の達成目標</b>	学研都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し、集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。 最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。

	租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）  令和8年度までの目標については、施設整備率を概ね58%とすることを目標とする。
	政策目標の達成状況	施設整備率については、令和6年4月時点において都市全体で55.5%となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用が見込まれる企業は、令和7年度に3社、令和8年度に3社ある。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、地域の雇用創出などの経済効果が見込まれることに加え、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出・育成等の効果が期待される。
	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置により立地を促進している「文化学術研究施設」は、国家プロジェクトである本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設である。その集積により、研究開発の進展、新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった高い公益性を持つ効果が得られるものであり、国として集積・整備を推進する必要がある。</p> <p>しかしながら、研究施設は一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段として的確である。</p> <p>また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等</p>

		<p>の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。</p> <p>適用対象については、投資資金額が4億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。</p>																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>過去の適用実績</p> <table border="1" data-bbox="557 489 1430 698"> <thead> <tr> <th></th><th>適用件数 (件)</th><th>適用額 (百万円)</th><th>減収額 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td>1(1)</td><td>20.1(20.1)</td><td>4.7(4.7)</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>1(1)</td><td>4.8(104.9)</td><td>1.1(24.3)</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>0(3)</td><td>0(65.0)</td><td>0(15.1)</td></tr> </tbody> </table> <p>【出典】：適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より記載。 減収額は、適用額×法人税率（0.232）により算出。 ※前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のことおりである。</p> <p>（前回要望との乖離の理由） 前回要望時に示していた企業は、決算時期により適用の時期がずれてしまったことや、当初想定より決算が悪化したことによる経営判断から本税制を適用できなかったため。</p>		適用件数 (件)	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)	令和2年度	1(1)	20.1(20.1)	4.7(4.7)	令和3年度	1(1)	4.8(104.9)	1.1(24.3)	令和4年度	0(3)	0(65.0)	0(15.1)
	適用件数 (件)	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)															
令和2年度	1(1)	20.1(20.1)	4.7(4.7)															
令和3年度	1(1)	4.8(104.9)	1.1(24.3)															
令和4年度	0(3)	0(65.0)	0(15.1)															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項： 第44条 ② 適用件数： 令和2年度：1件 令和3年度：1件 令和4年度：0件 ③ 適用額： 令和2年度：20.1百万円 令和3年度：4.8百万円 令和4年度：0円																	
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本特例措置は初期負担の軽減が図られることから、高額な研究開発設備等の設置が必要とされる研究施設の立地にあたっては、事業者の投資促進という面で極めて有効に機能している。</p> <p>また、本特例措置を活用した企業はこれまで延べ45社あり、こうした企業からは令和6年度に実施したヒアリングにおいて、「立地に際して大きな判断材料になった」といった意見をもらっているほか、今後立地しようとしている企業からも同様に「本特例措置において、初年度のキャッシュフローが良くなるのは立地において大きな判断材料」といったコメントをもらっているため、立地誘導に相当の効果があると評価できることから、達成目標の実現に寄与しているといえる。</p>																	

前回要望時の達成目標	<p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標としていた。</p> <p>政策評価における参考指標として、拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数を目標（令和7年度末で 165 施設、延長期間の令和6年度末までに 162 施設）としていた。</p> <p>併せて、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね 60%以上とすることを目標としていた。</p>
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和6年4月1日時点の立地施設数は、当初予定の162施設に比べ、157施設である。また、令和6年4月1日時点の施設整備率は55.5%である。前回の推計値と乖離している原因是、当初立地を予定していた施設は予定通り立地したものの、当初見込んでいなかつた施設の閉所による立地施設数及び整備面積の減少が発生したこと等が考えられる。</p>
これまでの要望経緯	<p>昭和62年新規        ・特別償却率        (文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100        機械及び装置 30/100        (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100        ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄        平成元年 適用期限2年延長        平成3年 適用期限2年延長        平成5年 適用期限2年延長        平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止        特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100        機械及び装置 28/100        平成7年 適用期限2年延長        平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100        機械及び装置 26/100        平成11年 適用期限2年延長 資金額要件の緩和        (5億円以上→2億円以上)        面積要件の撤廃        (3,000m<sup>2</sup>→撤廃)        平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100        機械及び装置 25/100        平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100        機械及び装置 24/100        平成17年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 12/100        機械及び装置 24/100</p>

平成 19 年	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	10/100 20/100
平成 21 年	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	8 /100 16/100
平成 23 年	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	6 /100 12/100
平成 25 年	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	6 /100 12/100
平成 27 年	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	6 /100 12/100
		※対象資産を新設または増設したものに限定。	
平成 29 年	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 2 億円以上→3 億円以上)	
平成 31 年	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (機械及び装置 240 万円以上→400 万円以上)	
令和 3 年	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 3 億円以上→3.5 億円以上)	
令和 5 年	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 3.5 億円以上→4 億円以上)	